

任期満了による県議会議員選挙は4月3日(金)告示、12日(日)が投票日です。今後の県政を託す大切な選挙です。必ず投票しましょう。当日は投・開票速報を市ホームページで案内します。詳しくは市選挙管理委員会事務局 ☎(740)12511へ。

●投票できる時間

午前7時から午後8時まで。投票所入場整理券を持って指定の投票所へ。入場整理券が届かないまたは、紛失した場合でも、本人と確認できれば投票できます。

●投票所の変更

第5投票所はシルバークラブから、総合体育館2階に変更となりました。

●投票できる人

日本国民で平成7年4月13日以前に生まれ、27年1月2日以前に川西市の住民基本台帳に登録され、引き続き住んでいる人。

●市内で転居した人

3月23日以降に市民課に転居届をした人は、前住所の投票所で投票を。

●他府県へ転出する人

4月3日(金)までに他府県へ

●県内へ転出する人

市の選挙人名簿に登録され、26年12月12日以降に県内の他の市区町へ転出し、転出先の選挙人名簿に登録されていない人は、川西市で投票できます。ただし、いずれかの市区町村が発行する、「引き続き県内居住証明書」が必要で、また、期日前投票をする人で、当該投票日に4カ月を経過していない県内転出の人も同様に証明書が必要で

す。証明書の発行は市民課で行っています。

●県内から転入した人

27年1月3日以降に、県内の他の市区町から本市に転入届をした人は、前住所地で投票することになりますが、選挙人名簿に登録がなければ投票できません。

●当日予定がある人

投票日に仕事や旅行などで投票所に行けない人は、期日前投票ができます。投票所入場整理券(本人と確認できれば無くても可)を持って、表2の期日前投票所へ。入場整理券裏面の宣誓書に本人が必要事項を記入してください(印鑑不要)。

●不在者投票

なお、市役所と東谷行政センターで期日前投票できる日時が異なります。出張などで川西市以外に滞在中の人は、国内の滞在先の選挙管理委員会投票できますので、早めに問い合わせ

を。また、指定の病院、老人ホームなどに入院または入所中の人はその施設で投票できます。手続きについては、施設の事務局に問い合わせを。

●代理・点字による投票

病気やケガなどで、候補者名を自分で記入できない人は代理投票が、また、目の不自由な人は点字による投票ができます。いずれも、投票所で係員に申し出を。

●重度障がいなどがある人

体にも重度の障がいなどがあ

●インターネット選挙運動の解禁について

インターネットなどを利用した選挙運動は一部が解禁されましたが、有権者などが電子メールを用いた選挙運動ができないなどの規制もありま

(表1)

種類	障がいの種別	程度・区分
身体障害者手帳	両下肢、体幹もしくは移動機能	1・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸もしくは小腸	1・3級
	免疫もしくは肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢もしくは体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸もしくは肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	介護保険法の要介護者	要介護5

代理記載制度が利用できる人

- ・上記の該当者で、身体障害者手帳に上肢もしくは視覚の障がいの程度が1級の記載がある人
- ・上記の該当者で、戦傷病者手帳に上肢もしくは視覚の障がいの程度が特別項症から第2項症までの記載がある人

(表2)

場所	日時
市役所1階 市民ギャラリー	4月4日(土)～11日(土) 午前8時半～午後8時
東谷行政センター	4月5日(日)～11日(土) 午前9時～午後5時半

午後9時半から総合体育館で行います。

●選挙公報を各戸配布

候補者の政見などを掲載した選挙公報は、4月7日(火)の9日(木)頃に配布予定です。届かない場合は同委員会事務局に連絡を。なお、市ホームページでも閲覧できるほか、市役所1階の正面案内や公民館などにも備え付けます。

●開票

午後9時半から総合体育館で行います。

●インターネット選挙運動

インターネットなどを利用した選挙運動は一部が解禁されましたが、有権者などが電子メールを用いた選挙運動ができないなどの規制もありま

「みどりのフェア」25日開催 寄せ植えコンテストなど

「みどりのフェア」が4月25日(土)午前10時～午後2時に、市役所南広場で開催されます(雨天実施)。詳しくは市緑化協会 ☎(759)0805へ。

【寄せ植えコンテスト】入賞者には園芸用品などの賞品を。また、出品者全員に記念品を贈呈。出品希望者は、当日午前9時45分までに会場に持参を。

【緑化相談】花の育て方などの相談に専門家が。【花と緑の即売会】市造園組合と川西園芸商組合の協力で植木や花などを販売。

【草花、盆栽などの展示】市内愛好者団体などが育てた花木を展示。

【草花の交換会】手作りの草花を持ち寄り交換。【飲み物サービス】川西市商工会の協力で。全国川西特産物販売も。

【緑の募金】緑の羽根による緑化啓発と募金運動を国際ソロプチミスト川西の協力で。

【緑のフリーマーケット】家庭で育てた花や植木などを販売。出店希望者は4月22日(木)までに電話で同協会へ。

【菊のさし芽指導コーナー】市内愛好者の協力で。【たい肥の無料配布】せん定した枝葉のチップを発酵させた、たい肥を配布。午前11時と午後1時半の2回、各先着200人。

【その他】花と緑の即売会で500円購入ごとに園芸用品がもらえるスピードくじを(緑のフリーマーケットは除く)。

市緑化協会の登録者を募集

市緑化協会が花と緑に関心のある市民または市内に事業所がある法人を対象に登録者を。草花苗の引き換えやプランター(土付き)の貸し出しのほか、年間約10回実施の各種講習会の受講割引の特典も。

登録費、年会費はいずれも1口1,000円。希望者は、費用持参で市役所5階の同協会 ☎(759)0805へ。

市長の資産などを公開します

4月6日(月)から「川西市長の資産等の公開に関する条例」に基づく「資産等報告書」(26年10月28日現在所有分)を公開します。

市役所2階の市政情報コーナーで閲覧できます。詳しくは秘書課 ☎(740)1103へ。

児童扶養手当と特別児童扶養手当の額が4月分から変わります

4月分(8月支給)から、消費者物価指数の上昇分(2.7%)から特例水準解消に伴う引下げ分(0.3%)を差し引きした、2.4%が増額となります。「ひとり親家庭」の父または母などに支給している児童扶養手当は、児童1人の場合、満額4万2,000円(所得に応じて減額されます。最低額9,910円)となり、2人目は5,000円、3人目以降は3,000円を加算した額になります。

中度から重度の障害がある児童を養育している人に支給している特別児童扶養手当は、1級の場合5万1,100円、2級の場合は3万4,030円となります。詳しくは子育て・家庭支援課 ☎(740)1179へ。

高等職業訓練促進給付金「ひとり親家庭」の父母の自立に向けて

「ひとり親家庭」の父または母が看護師や介護福祉士、理学療法士などの資格を取得するために2年以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金が支給されます。所得制限などの要件があります。支給は月額10万円または7万500円。支給期間の上限は2年で、申請のあった月からの支給となります。

現在、修業中で同給付金を受給していない人は、4月30日(木)までに手続きを。詳しくは子育て・家庭支援課 ☎(740)1179へ。

生活困窮者のための相談窓口がスタート

市福祉事務所では、4月1日(水)から、経済的な困窮者などに対する自立相談支援窓口を設置します。きめ細かい就労支援など、自立生活に向けた相談支援を実施。詳しくは生活支援室 ☎(740)1189へ。

